

5月の税務カレンダー

固定資産税 5月31日



令和4年度 雇用保険料率は2段階で引き上げ

新型コロナウイルスの感染拡大等が保険料率の引き上げの要因となっているようです。雇用調整助成金を申請する企業が増え、2021年年度末には雇用保険の積立金がほぼ底をつく見通しだった事も考えられます。

今年度については、雇用保険料率が2段階で引き上げられます。

雇用保険料率はいつから変わる？

変更のタイミングは、「4月1日以降に最初に到来する締め日により支給される給与」からです。

当月締・当月払であれば4月に支給される給与から、当月締・翌月払であれば5月に支給される給与から新保険料率が適用されます。 **※従業員の給与計算に影響が出るのは10月の改正以降**

一般の事業の場合

	現行	R4.4~R4.9	R4.10~R5.3
雇 用 保 険	9/1000	9.5/1000	13.5/1000
失業等給付 育児休業給付 (労働者負担)	3/1000	3/1000	5/1000
失業等給付 育児休業給付 (事業主負担)	3/1000	3/1000	5/1000
雇用二事業 (企業負担)	3/1000	3.5/1000	3.5/1000

令和4年度の年度更新で雇用保険料率をどのように申告・納付すればいいの？

厚生労働省のホームページのQ&Aより抜粋します。

令和4年度の年度更新(令和4年6月1日(水)から令和4年7月11日(月))では、令和4年度の概算保険料と令和3年の確定保険料を申告・納付いただくことになります。

令和4年度の概算保険料(雇用保険分)については、令和4年4月1日から同年9月30日までの概算保険料額と、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの概算保険料額を賃金集計表などにおいて計算していただき、その合計額を令和4年度の概算保険料(雇用保険分)として年度更新期間中に、金融機関・郵便局又は都道府県労働局へ申告・納付いただく予定としております。

不明点や質問事項があれば各担当者へお尋ねください。

<コロナ禍の影響に負けるな長崎！>

例年西海市雪の浦では、「雪の浦ウイーク」をゴールデンウイーク中に行っていましたが、コロナ禍で本年も中止となりましたが、「ぼちぼち雪の浦」という催しを行っていたようです。残念ですが、参加できませんでした。このように、コロナ禍はいろんな方面に影響を与えているようです。特に、長崎市の秋の大祭「くんち」が本年も中止となったことは、大変残念なことでした。「くんち」中止には、コロナ禍以外の要因も含まれているようですが、3年間も中止となり、今後まともに復活できるのか？という疑問が生じます。関係者の皆様が、「くんち」の原点に帰り、長崎の祭りの伝統を継承・発展されることを祈るばかりです。